

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	食肉処理 施設コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和4年度野生鳥獣資源利用実態調査 野生鳥獣資源利用実態調査票

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計作成の目的のみに使用するもので、統計作成以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》◇オンライン調査も可能です。

【調査の対象】

- 食肉処理業の営業許可を得ている業者のうち、野生鳥獣の食肉処理業者の方を調査の対象としています。
- 令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の1年間を対象としています。（この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。）

【記入上の留意事項】

- オンラインで回答される場合は、同封の「オンライン調査システム操作ガイド」にしたがって回答してください。
- 記入に当たっては、同封の「調査票の記入の仕方」を参考にしてください。
- 金額については、消費税を含んだ金額を記入してください。
- ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて6月13日までに投函をお願いします。
- 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。
- 記入に当たっては、黒の鉛筆又はシャープペンを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

◆ 調査票の記入内容について、後日、お尋ねさせていただく場合がございます。

【問合せ先】

◆ 法人の方は、法人番号(13桁)の記入をお願いします。

法人番号（13桁）												

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきますので、法人番号(13桁)の記入をお願いします。
個人のマイナンバー(12桁)を誤って記入しないようご注意ください。

1 食肉処理施設の概要

(1)食肉処理施設の設立年月日を記入してください。

設立年月日	101	年（西暦）	月	日

【用語の説明】

設立年月日は、食肉処理業の営業許可取得日とします。食肉処理施設の業務開始日や施設完成日ではありませんのでご注意ください。

(2)設置者、運営者について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください(令和4年3月31日時点)。

公設公営	102	(1)
公設民営		(2)
民設民営		(3)

◆ 第3セクターは、「(1)公設公営」を選択してください。

(3)食肉処理施設の他に事業を行っていますか(令和4年3月31日時点)。

食肉処理施設の他に事業を行っている場合は、調査対象期間(令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日))において、収入額又は販売額が最も多い事業に1つ○を記入してください。

行っていない	103	(1)
行っている		(2)
農業、林業、漁業		(3)
建設業		(4)
食肉製品製造販売業		(5)
宿泊業		(6)
外食産業		(7)
その他		

【その他の具体的な事業の例】

- 製造業
- 情報通信業
- 運輸業、郵便業
- 卸売業、小売業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 不動産業、物品賃貸業
- 生活関連サービス、娯楽業
- 医療、福祉
- 他の営利事業

その他の具体的な事業

104

(4)食肉処理施設の建設規模(施設面積)を記入してください(令和4年3月31日時点)。

施設面積	105	m ²
------	-----	----------------

◆ 調査対象期間中に増築した場合は、増築後の施設面積を記入してください。

【用語の説明】

施設面積は、食肉処理施設の建築物の延べ床面積とします。

【施設面積の記入例】

・施設面積 1坪の場合

1坪×約3.3m²=3.3m² →

3	m ²
---	----------------

(単位未満は四捨五入)

・施設面積 15坪の場合

15坪×約3.3m²=49.5m² →

50	m ²
----	----------------

(単位未満は四捨五入)

(5)調査対象期間(令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日))の1年間の年間処理能力を記入してください。

イノシシ	106	頭/年
シカ	107	頭/年
その他鳥獣	108	頭・羽/年

【用語の説明】

年間処理能力は、食肉処理施設が年間に食肉処理できる能力のことであり、実際に食肉処理した実績ではなく、食肉処理できる最大頭・羽数とします。

その他鳥獣とは、イノシシ、シカ以外の鳥獣が該当します。
(例:クマ、アナグマ、アライグマ、ノウサギ、カモ等)

(6)金属探知機の所有の有無について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください(令和4年3月31日時点)。

有	109	(1)
無		(2)

(7) 調査対象期間(令和3年度)において、野生鳥獣の食肉処理実施期間で該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

通 年 処 理		①	→ 以下(8)へ
狩猟期間のみ処理	110	②	
休業中(令和3年度)		③	

◆ 調査対象期間において、解体が0頭・羽の場合は「3 休業中(令和3年度)」を選択してください。

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒にて、調査票を返信してください。

【用語の説明】

通年処理は、狩猟期間以外の期間を含めて食肉処理を実施している場合とします。

狩猟期間は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)において、毎年10月15日(北海道にあっては、毎年9月15日)から翌年4月15日までとされています。

ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)では鳥獣の保護を図る観点から、以下のとおり短縮されています。

・北海道: 毎年10月1日～翌年1月31日(猟区内: 毎年9月15日～翌年2月末日)

・北海道以外の区域: 毎年11月15日～翌年2月15日(猟区内: 毎年10月15日～翌年3月15日)

また、対象狩猟鳥獣や都道府県によっては、狩猟期間を延長又は短縮している場合がありますのでご注意ください。

(8) 調査対象期間(令和3年度)の施設稼働日数を記入してください。

年間施設稼働日数	111				日
----------	-----	--	--	--	---

【用語の説明】

年間施設稼働日数は、調査対象期間の食肉処理施設での食肉処理の稼働日数のほか、販売、加工及び調理に係る稼働日数を含めた実日数とします。

(9) 調査対象期間(令和3年度)に食肉処理施設で働く従事者数及び従事者数に占める専従者数について、実人数を記入してください。

従 事 者 数	112				人
うち、専従者数	113				人

【用語の説明】

従事者数は、食肉処理施設の経営・業務を行う正社員、パート、アルバイト等の雇った人を含めた、食肉処理施設で働く人の実人数をいいます。

専従者数は、従事者の中から専ら食肉処理施設の経営や業務を行う者であって、食肉処理施設以外で働いていない者(正社員など)の実人数をいいます。

2 食肉処理施設の処理実績

(1) 鳥獣を仕入れて解体から販売まで行うものについて、仕入価格(円/kg)を鳥獣種別に記入してください。

イノシシ	201				円/kg
シカ	202				円/kg
その他鳥獣	203				円/kg

【用語の説明】

仕入価格とは、食肉処理施設が鳥獣を仕入れて解体から販売まで行うものについて、施設へ持ち込まれた捕獲鳥獣に対して、施設が捕獲者へ支払った1kg当たり価格(円/kg)とします。

なお、価格は鳥獣の解体前の生体重量に対するものとします。

◆ 1頭・羽当たりの価格(1頭・羽1万円等)を設定している場合は、1kg当たりに換算してください。

(2) 施設へ持ち込まれた鳥獣の食肉用の解体処理のみ請け負うものについて、解体処理の請負価格(円/kg)を鳥獣種別に記入してください。

イノシシ	204				円/kg
シカ	205				円/kg
その他鳥獣	206				円/kg

【用語の説明】

解体処理の請負価格とは、食肉処理施設による鳥獣の食肉用の解体処理という請負行為に対して捕獲者が支払った1kg当たりの価格(円/kg)とします。

なお、価格は鳥獣の解体前の生体重量に対するものとします。

◆ 1頭・羽当たりの価格(1頭・羽1万円等)を設定している場合は、1kg当たりに換算してください。

(3)食肉処理施設が解体した鳥獣について、捕獲場所の都道府県名、解体頭・羽数、搬入時の体重（鳥獣種別に合計したもの）を記入してください。なお、解体頭・羽数には、食肉用の解体処理のみの請け負いや自家消費向け、食肉以外の加工向け（ペットフード等）に解体したものを含みます。

種類	捕 獲 場 所 の 都 道 府 県 名		解 体 頭 ・ 羽 数				搬入時の鳥獣種別の総体重			
イ ノ シ シ		207				頭				kg
		208				頭				
		209				頭				
		210				頭				
		211				頭				
シ カ		212				頭				kg
		213				頭				
		214				頭				
		215				頭				
		216				頭				
そ の 他 鳥 獣	ク	マ	217			頭				kg
	ア	ナ	グ	マ	218					kg
	鳥	類	219			羽				kg
	そ	の	他	220		羽				kg

【用語の説明】
 その他鳥獣のその他とは、アライグマ、ノウサギ等のイノシシ、シカ、クマ、アナグマ、鳥類以外が該当します。

- ◆ 搬入時の総体重は、食肉処理施設へ搬入した解体前の体重を記入してください（内臓、骨、皮、角等を含みます。）。
 なお、異常が認められて廃棄した個体は含めないでください。
- ◆ その他鳥獣は、鳥獣種ごとに、解体処理した頭・羽数及び搬入時の総体重のみを記入してください。
- ◆ 他の食肉処理施設で一次処理され、仕入れ枝肉等は含めないでください。

(4)解体頭・羽数について、鳥獣種別に捕獲方法の割合を記入してください。

捕 獲 方 法	イノシシ	シ	カ	そ の 他 鳥 獣
合 計	100%		100%	100%
網	221			%
わ な	222			%
銃 器	223			%

【記入例】鳥獣種別に捕獲方法の割合が100%となるように記入してください。

捕 獲 方 法	イノシシ	シ	カ	そ の 他 鳥 獣
合 計	100%		100%	100%
網	221		1	8 0 %
わ な	222	7 0	8 2	1 2 %
銃 器	223	3 0	1 7	8 %
	↓	↓	↓	
	100%		100%	100%

(5)廃棄物処理量及び廃棄物処理経費を記入してください。

廃 棄 物 処 理 量	224						kg
-------------	-----	--	--	--	--	--	----

		億	千万	百万	十万	万	
廃 棄 物 処 理 経 費	225						万円

【用語の説明】
 廃棄物処理経費は、食肉処理施設が野生鳥獣の食肉等への処理に当たり、廃棄物として処理された内臓、骨、皮等の廃棄物を廃棄する際に支払った費用とします。

3 食肉処理施設の販売実績等

(1)食肉卸売・小売

食肉処理施設が生鮮販売目的で卸売・小売した食肉について、販売金額及び販売数量を記入してください。

- ・食肉処理施設が解体処理のみ請け負った食肉や自家消費向けに解体した食肉は、以降の設問(3)
- ・食肉処理施設が加工販売した食肉は、以降の設問(4)
- ・食肉処理施設が調理販売した食肉は、以降の設問(5)

にそれぞれ記入していただきますので、本設問の金額や数量には含めないでください。

種類	形態等			販売金額					販売数量				
				億	千万	百万	十万	万					
イノシシ	部位	モモ	301					万円					kg
		ロース	302					万円					kg
		ヒレ	303					万円					kg
		その他	304					万円					kg
	枝肉		305					万円					kg
	その他		306					万円					kg
シカ	部位	モモ	307					万円					kg
		ロース	308					万円					kg
		ヒレ	309					万円					kg
		その他	310					万円					kg
	枝肉		311					万円					kg
	その他		312					万円					kg
その他鳥獣	クマ		313					万円					kg
	アナグマ		314					万円					kg
	鳥類		315					万円					kg
	その他		316					万円					kg

- ◆ 販売金額は、消費税を含め、単位未満は切り上げて記入してください。
- ◆ 枝肉は、半丸枝肉、四半身を含めて記入してください。
- ◆ イノシシ、シカについて、部位別、形態別に記録していない場合には、その他の欄に記入してください。

【販売金額の記入例】
販売金額が1千349万4千円の場合

販売金額				
億	千万	百万	十万	万
1	3	5	0	万円

(2)食肉処理施設が卸売・小売した食肉について、鳥獣種別に販売先数量割合を記入してください。

販売先		イノシシ	シカ	その他鳥獣
合計		100%	100%	100%
卸売業者	317			%
小売業者	318			%
加工品製造業者	319			%
外食産業	320			%
宿泊施設	321			%
消費者への直接販売	322			%
うち、インターネット	323			%
学校給食	324			%
その他	325			%

【記入例】鳥獣種別に販売先数量割合が100%となるように記入してください。

販売先		イノシシ	シカ	その他鳥獣
合計		100%	100%	100%
卸売業者	317	40	30	20%
小売業者	318	10	10	%
加工品製造業者	319	10	10	%
外食産業	320	20	20	30%
宿泊施設	321	10	15	30%
消費者への直接販売	322	10	10	20%
うち、インターネット	323	5	5	%
学校給食	324		5	%
その他	325			%

↓

100%

↓

100%

↓

100%

(3)食肉用の解体処理のみの請け負い、自家消費向け

食肉処理施設が食肉用の解体処理のみを請け負って依頼元へ渡した食肉又は食肉処理施設が自家消費向け食肉用に解体した数量について記入してください。

種 類		解体処理のみを請け負って 依頼者へ渡した数量					自家消費向け数量				
イノシシ	326										kg
シカ	327										kg
その他鳥獣	328										kg

(4)加工販売

食肉処理施設が加工販売した食肉について、販売金額及び加工仕向け数量を記入してください。

種 類		販 売 金 額					加 工 仕 向 け 数 量				
		億	千万	百万	十万	万					
イノシシ	329					万円					kg
シカ	330					万円					kg
その他鳥獣	331					万円					kg

【用語の説明】

加工販売とは、自らの施設で解体した鳥獣肉を利用し、ソーセージ、ハム、ソーコン、缶詰、瓶詰、味付け肉等の肉製品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む。）を製造し販売することを行います。

(5)調理販売

食肉処理施設が調理販売した食肉について、販売金額及び調理仕向け数量を記入してください。

種 類		販 売 金 額					調 理 仕 向 け 数 量				
		億	千万	百万	十万	万					
イノシシ	332					万円					kg
シカ	333					万円					kg
その他鳥獣	334					万円					kg

【用語の説明】

調理販売とは、自らの施設で解体した鳥獣肉を利用し、施設直営の飲食店等で調理し、シカ肉丼、メンチカツ等として販売することを行います。

(6)食肉処理施設が食肉以外に加工して販売した場合及び食肉以外の加工品向けに他社等へ販売した場合について、製品別の販売金額及び販売数量を記入してください。

製 品		販 売 金 額					販 売 数 量				
		億	千万	百万	十万	万					
ペットフード	335					万円					kg
皮 革	336					万円					
鹿角製品（鹿茸等）	337					万円					
そ の 他	338					万円					

【用語の説明】

ペットフードは、愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの又は原料として販売されたものをいいます。動物園の動物用の餌（屠体給餌は除く。）向きに加工したものを含みます。

その他は、イノシシの牙等が該当します。

調査は以上で終わります。ご協力ありがとうございました。